

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業 実施方針等に対する質問への回答(第1回) 補足資料」
 に関する質問への回答

平成16年12月1日から同7日までに受け付けた、「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業 実施方針等に対する質問への回答(第1回) 補足資料」に関する質問への回答を項目順に整理して記述してあります。回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の意見招請等により変更する可能性があります。

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答
1	都と事業者のパートナーシップ	2頁	第1	2	(2)		「事業者が、委託業務を実施する業者の代表として委託費による利益のみを享受するような関係ではなく、」とあり、「図表3」に概念図が示されています。「利益のみを」の表現から、事業者が委託費による利益を得ることができると解釈してよろしいでしょうか。また、図表3の「パートナーシップ」と「従来型委託」は、ANDの関係なのかORの関係なのか、どちらでしょうか。ORの場合、「パートナーシップ」で、業務(業者の意?)を取り纏める主体は誰になるのでしょうか。	今回のPFI事業契約で想定している業務を事業者が受託し、都はサービス対価をお支払いします。サービスプロバイダーがすべての業務を提供できない場合に、「SPが再委託先の利益代表としてのみ振る舞わないことを期待したい」というのがこの項の主要なメッセージです。後段のご質問への回答は、補足資料3頁の4に記載しているとおり「委託業務統括」と「経営支援機能」の双方の機能をSPに求めていることから「AND」となります。本質的には先述の「SPが再委託先の利益代表としてのみ振る舞わないことを期待したい」という趣旨です。
2	サービスプロバイダーの機能	3頁	第1	4	(3)		「これらの病院情報システム全体を最適化するにあたって、助言できる機能」とありますが、最終決定は、都が行うという理解で宜しいでしょうか？ また、その場合、情報システム統括の担当者を設置されるのでしょうか？	最終決定は都が行いますが、このことが直ちに情報システム統括担当者を設置することは意味しません。また、最終責任を都が負うというリスク分担は変えませんが、その決定プロセスにおいてSP側の人材(チーム)が重要な役割を果たすことも含めて詳細を検討していく考えです。
3	業務プロセス設計	3頁	第1	4	(4)		業務プロセス設計に関する事項は、今後、公表予定の要求水準書で提示されると考えてよろしいでしょうか	募集要項公表時に一部業務に関する業務フローチャートを参考資料として提示する予定です。
4	プロジェクトマネジメント機能	3頁	第1	4	(4)		「病院と事業者の間の調整」とありますが、プロジェクトマネジメント機能は、事業者に求められる機能であるため、事業者を対象とするのは矛盾があり、病院と設計者・施工会社間の調整を行う機能と解釈してよろしいでしょうか。また、能力審査を経て、本事業で選定される設計者ならびに施工会社は、病院の実績を有する会社であり、プロジェクトマネジメント機能を期待できると考えられないでしょうか。	プロジェクトマネジメント機能については、設計・施工だけでなく、開設前のすべての準備を含みますから、調整すべき対象は特定協力企業として求める設計請負者、建設請負者のみに限定されません。なお、「表現に矛盾があるのでは」という点については、事業者という表現を受託側の総称として使用していますので、調整する主体自身も含んでいるというご指摘はそのとおりです。調整する主体(SP)もSPCとSPS企業と複数の主体で構成されることから、「関係者間の調整」という観点からは矛盾していないと考えています。資格を満たした特定協力企業である設計請負者、建設請負者は、設計・施工に関するプロジェクトマネジメント機能を発揮することは当然であり、また病院の実績を有することから、都やSPによる調整への対応能力が高いものと期待しています。
5	サービスプロバイダーについて	4頁	第1	4	図表		サービスプロバイダー(SP)を破線で囲んであります。第2の1で応募者は、サービスプロバイダーたる中核企業及び協力企業から構成されると記載されています。図表4の破線には、何か別の意図があるのでしょうか。	ご指摘の文章に引き続いて記載していますとおり、中核企業はSPS企業による補完を受けることができ、その場合はSPS企業も応募者を構成する民間企業としていますので、文章と図表4との間には齟齬はありません。
6	サービスプロバイダーサポート企業について	4頁	第1	5	(1)		サービスプロバイダーサポート企業は、サービスプロバイダーを機能補完する企業という位置付けではありますが、サービスプロバイダーに求める機能を全てSPCの中に有することが可能であれば、サービスプロバイダーサポート企業を設定しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答
7	サービスプロバイダーの体制	4～5頁	第1	5	(1)		SPS企業が社員をSPCに対して派遣または出向し業務を実施した場合、SPCが直接業務を実施していると思われるのでしょうか？	関係法令に反せず、都が事業者を求める条件に反しない限り、必要なスタッフの確保方法については原則自由と考えております。従って、必ずしもSPCが自社の社員全員を直接雇用することを求めるものではありません。ただし、SPCの出資者が退出した場合やSPS企業がSPCとの委託契約を解消した際に、それらの法人から派遣されている又は出向している人材がいなくなり、SPCとして機能できない状態に陥らないことを、都は最低限確認が必要であると考えています。
8	サービスプロバイダーの体制	4頁	第1	5	(1)		サービスプロバイダーであるSPCと別途、資金調達の為の特別目的会社を設立することを妨げないということは、都がSPCに支払うサービス対価のうち、初期投資に係わる割賦代金分の受取債権を第三者(資金調達のための特別目的会社)に譲渡することが認められるという理解で宜しいでしょうか？	初期投資に係わる割賦代金分の受取債権を第三者に譲渡することは想定しておりません。都は特別目的会社へサービス対価を支払う予定であり、建設費用や初度備品整備に要する費用は、起債を活用し、施設の所有権が移転する際に支払う方向で検討しています。
9	サービスプロバイダーの体制	4頁	第1	5	(1)		サービスプロバイダー機能を提供するために必要なスタッフを確保した実体のある会社とは、中核企業から派遣または出向したスタッフが業務を実施するというで宜しいでしょうか？それともSPCがプロパー社員を雇用しなければならないのでしょうか？	関係法令に反せず、都が事業者を求める条件に反しない限り、必要なスタッフの確保方法については原則自由と考えております。
10	サービスプロバイダーに求める体制	4頁	第1	5	(1)		「本事業実施のために別途、資金調達のための特別目的会社を設立することを妨げるものではない」とありますが、これは、「本事業」を建物整備の事業と運営管理の事業の2本立てとし、建物整備・施設維持管理のためのSPCと、運営管理のためのSPCを、各々独立して設置して、2本の事業契約を締結する方法がありえると解釈してよろしいでしょうか。	今回の事業者選定は入札で実施することから「一入札一契約」との総務省の見解の枠内での事業契約を設計する予定です。従って、ご質問の「各々独立して……、2本の事業契約を締結する」ことはありません。
11	サービスプロバイダーに求める体制	4頁	第1	5	(1)		SPCが、有能なスタッフを確保した実体のある会社であれば、中核企業の支援を前提とする事は、「実体」が弱体であることになると考えられます。むしろSPCは、SPS及び協力企業を有効に活用することにより、中核企業からは独立してサービスプロバイダー機能を提供するものと解釈してよろしいでしょうか。また、中核企業による支援の詳細が6頁に記載されていますが、これであればSPCを設立する意味がなく、中核企業が事業者になることが合理的と思われる。	補足資料における「中核企業の支援」とは、開設後一定期間までの不測事態におけるSPCのキャッシュフロー補填支援のことを指し、現時点ではこれ以外の支援を求めることは考えていません。
12	資金調達のための特別目的会社について	4、5頁	第1	5	(1) (3)		サービスプロバイダー(SP)機能を果たすために設立されるSPCは、「大会社」あるいは、「みなし大会社」に該当するように必要な措置がとられることを要しているが、資金調達のための特別目的会社は必ずしも、SPのSPCの要件をあてはめなくても宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答	
13	第1 5 (1)と第1 5 (4)	5頁	第1	5	(1) (4)			<p>第1 5 (1)P5一行目で A:SPCはすべての業務を直接実施でき、自らが実施することが望ましいとかがかれております。 その一方で、 B:第1 5 (4)SPCは協力企業からの不必要な影響をうけない独立性を保つことを求めています。この二つの文言の関係を教えてください。 例えば、SPCの収入よりもむしろ委託業務そのものから利益を上げることが重要であるという立場にたつ企業からの応募があった場合、Aのしくみを採用しても該当業務からのSPCの独立性は担保しにくいように思えるのですがどのように考えればよいでしょうか</p>	<p>検討中の病院事業収支に連動する経営支援報酬を除いた委託費は、委託費算定の前提が一定である限り、一定の金額となり、自身で実施しようと再委託して実施しようと、約束を守った上で委託費の中から合理的な利益を確保されることは商行為として当然のことと考えます。従って、すべての応募者が委託業務そのものからの利益を受けることを重要であると考えて頂き、創意工夫して頂くことが必須であると考えます。「Bの文言が意味するところ」は、「SPCが委託業務すべてについて十分にコントロールできるようにして下さい」ということであり、換言すれば「協力企業に再委託する場合であって、当該協力企業がSPCの出資者である場合に、例えば協力企業のパフォーマンスが悪いことの改善(最悪の場合は再委託先の変更)を行う際に、当該協力企業が議決権を行使する等のSPCの株主としての影響力を行使して、あるべき改善を求める(再委託先を変更)ことができない、といった事態に陥らないこと」ということであり、SPCの内部に取り込んだ場合にも同趣旨が達成されることを期待します。</p>
14	括弧書きについて	5頁	第1	5	(2)	イ		<p>・の2番目に「医療サービスに関する…改善を提案できる人材(医療サービスに関するアウトソースは個別業務に限る)」と記載されていますが、()で記載された理由は何でしょうか、また、ここで言う人材については、応募者を構成する企業からの出向者を常駐させることで対応は可能でしょうか。</p>	<p>()であることに特に意味はありません。この文は委託業務統括機能を果たす人材について記述していますから、ご質問における「応募者を構成する企業」が協力企業である場合、コントロールされる人間にコントロールをさせることになり、趣旨を理解されていないこととなります。</p>
15	サービスプロバイダーに求めるスタッフのイメージ	5頁	第1	5	(2)			<p>「都が導入する電子カルテ等のシステムの内容を踏まえ、必要となるシステムの設計、」とありますが、電子カルテ等のシステムのインターフェース部分については、PFI事業の範疇となるのか、その方針をお聞かせください。</p>	<p>電子カルテ等のシステムのインターフェース部分については、PFI事業の範疇となります。</p>
16	中核企業の財務支援業務	6頁	第1	5	(3)			<p>「開設準備期間を含めた開設後一定期間までは」とありますが、発注者として具体的に開設後何年間をお考えですか。</p>	<p>最大でも5年程度と考えていますが検討中です。</p>
17	SPCの求める形式的要件	6頁	第1	5	(3)			<p>中核企業が開設後一定期間まで、SPCにおける筆頭の役割を担うとありますが、SPCへの出資比率等の条件はあるのでしょうか？(例えば、中核企業がSPCへ過半の出資を行なう等)</p>	<p>中核企業とは「開設後一定期間までのSPCに対する不測の事態におけるキャッシュフロー補填を責任をもって行う主体」のことであり、SPCにおける筆頭株主であることを原則と考えています。筆頭株主としての出資比率については、他の出資者の出資比率との相対的な関係となることから、中核企業が筆頭株主であることを都が満足する形で示していただくことを考えており、事業者として決定した際には当該中核企業に「中核企業の財務支援義務」を果たすことを約束していただくことを求めます。</p>
18	特別目的会社に求める形式的要件	6頁	第1	5	(3)			<p>開設後一定期間とは開設してから何年間(または何ヶ月間)か具体的にお示しください。</p>	<p>(質問No16参照)</p>
19	SPCは協力企業からの不必要な影響を受けない独立性を保つことを求めていることについて	6頁	第1	5	(4)			<p>SPCは協力企業からの不必要な影響を受けない独立性を保つことを求めていることについて。 同一企業がSPS企業と協力企業を兼ねること及び親会社、子会社、関連会社の関係にあることは認めないとしています。それ以外に不必要な影響を受けない独立性を保つ要件として具体的にどのような例があるのか教えて頂けますでしょうか。</p>	<p>「SPCは協力企業からの不必要な影響を受けない独立性を保つこと」としている趣旨は、「SPCが委託業務すべてについて十分にコントロールできるようにすること」ということであり、換言すれば「協力企業に再委託する場合であって、当該協力企業がSPCの出資者である場合に、例えば協力企業のパフォーマンスが悪いことの改善(最悪の場合は再委託先の変更)を行う際に、当該協力企業が議決権を行使する等のSPCの株主としての影響力を行使して、あるべき改善を求める(再委託先を変更)ことができない、といった事態に陥らないこと」ということです。この趣旨が満たされていることを都が納得できるように事業構造を構築することを求めます。</p>

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答
20	協力企業	6頁	第1	5	(4)		「SPCは協力企業からの不必要な影響を受けない独立性を保つことを求めるとありますが、一方で協力企業のSPCへの出資は可能となっております。これは協力企業の出資に関して議決権等何かしらの制限を求めるといっていいのでしょうか。」	ご理解のとおりです。例えば「利害相反する当事者に関する意思決定に当事者自身が参加できない」と定めた株主間協定を締結する、といった事業者側の創意工夫を期待しています。
21	「利害相反関係が生じないと都が認める場合」について	6頁	第1	5	(4)		「同一企業がSPS企業と協力企業とを兼ねること、(中略)認めない。ただし、利害相反関係が生じないと都が認める場合は除く。」についてご質問致します。 「利害相反が生じないと都が認める」プロセスを具体的にお示し願えませんか。	事業者(応募者)が「利害相反関係が生じない」ことを説明して、都側がその説明に納得した場合に認める、という構造を考えています。ただし、公募開始の段階でこの但し書き自体を削除する可能性はありますのでご留意下さい。
22	SPCの独立性	6頁	第1	5	(4)		「SPCは委託統括機能を十分発揮できるよう、協力企業からの不必要な影響を受けない独立性を保つことを求めるとの記述がありますが、【不必要な影響】とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうかお教え願います。」	「協力企業に再委託する場合であって、当該協力企業がSPCの出資者である場合に、例えば協力企業のパフォーマンスが悪いことの改善(最悪の場合は再委託先の変更)を行う際に、当該協力企業が議決権を行使する等のSPCの株主としての影響力を行使して、あるべき改善を求める(再委託先を変更する)ことができない」といった事態です。
23	SPCに求める形式的要件	6頁	第1	5	(4)		SPCが協力企業からの不必要な影響を受けない独立性を保つとありますが、具体的にはどのような要件を満たす必要があるのでしょうか？例えば、「協力企業がSPCの最大出資者とならない」「協力企業の出資比率が過半とならない」といった要件でしょうか？	(質問No20参照)
24	SPS企業	6頁	第1	5	(4)		SPS企業は、その機能と質を担保するために複数事業者でSPCを設立することは可能でしょうか？	関係法令に反せず、都が事業者に求める条件に反しない限り、事業者側の事業構造を構築するのは事業者の責任です。
25	協力企業	6頁	第1	5	(4)		SPCは協力企業から不必要な影響をうけない独立性を保つことを求めるとありますが、その確認方法についてはご提示頂けるのでしょうか？	「SPCは協力企業から不必要な影響をうけない独立性を保つことを求める」ということは要求水準であり、この要求水準を満たす仕様を応募者(事業者)は求められている、ということをご理解下さい。
26	関係会社の参画について	7頁	第2	1	(1) (2)	ウ	SPCに出資する企業の関連会社が、異なる応募者に出資せずに本事業に参画することは可能でしょうか？	可能です。
27	中核企業について	7頁	第2	1	(1)	ア	中核企業は複数でも可と考えてよろしいでしょうか。	中核企業とは、SPCへの都が満足する形の筆頭出資者であり、No17に回答したような支援を約束する企業であれば、複数でも可です。
28		7頁	第2	1	(1)	イ	例えばエネルギー事業を行う会社の子会社がある応募者に参画する場合(例えば光熱水費の価格保証をおこなうなど)この場合この企業は中核企業と認定されますか？その場合他の応募者はそのエネルギー事業者からエネルギーを調達することは可能でしょうか。エネルギー調達可能とするならこの場合(関係会社の関係にある中核企業は複数の応募者に参加できないとされていることを踏まえるなら、)光熱水費の価格保証を行う事業者としての参画は、P4最終行の中核企業の定義におけるSPCの支援企業にはあたらないと理解するのでしょうか？	中核企業については、SPCへの都が満足する形の筆頭出資者であり、17番に回答したような支援を約束する企業として考えていますので、「光熱水費の価格保証をおこなう」ことだけにより中核企業となることはありえません。
29	中核企業について	7頁	第2	1	(1)		中核企業とは、SPCを構成する全ての出資企業のことでしょうか？SPCの中における代表企業一社のみのことでしょうか？	(質問No27参照)

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答	
30	中核企業の要件	7頁	第2	1	(1)		中核企業が個別の委託業務(設計、建設、維持管理、医療サービス等)を直接実施する(SPCから直接受託する)ことは可能でしょうか？	可能です。	
31	中核企業の要件	7頁	第2	1	(1)		中核企業が複数の場合、代表者を決める必要があるのでしょうか？	入札手続に関しては手続に関する代表者を求める予定です。中核企業としての責務に関しては、その責務の果たし方についての取り決め(例：株主間協定)を求めることを考えています。	
32	応募者について	7頁	第2	1	(1)		複数の中核企業で応募者を構成することは可能でしょうか？(第1回質問回答No.80では、中核企業を構成する企業数は問わないというご回答を得ています。)	(質問No27参照)	
33	協力企業について	7頁	第2	1	(2)	ア	(イ)	以下イと併せ読みますと、「応募者により任意に提案される協力企業」は、出資しない場合複数の応募者に参加することができると思えますが如何でしょうか、確認させてください。	ご理解のとおりです。
34	特定協力企業	7頁	第2	1	(2)	ア		本入札において特定が必要な設計又は建設の事業を遂行する企業は、予め所定の審査を経て選定された段階で病院との利害の対立はなくなるため、開業準備期間は既に病院の側に立って業務を行う状態にあると考えてよろしいでしょうか。また、これが是であれば、設計又は建設の協力企業が中核企業の一部をなすことに矛盾はなく、同時に成果物責任の点から、運営段階の施設の維持管理に関与するSPSになり得ると理解してよろしいでしょうか。	すべての事業者が病院の側に立って業務をおこなって頂けることを期待したいと考えていますし、パートナーとして事業者を迎え入れたいと都としては考えています。しかし、ご質問の前半については、質問において記述されている「事業者選定における審査だけで、すべての利害相反が解決される」ことはないと考えています。都は、民間企業間で締結する契約も含めて、適切な契約構造を設計して、関係者が合意することで理想的なパートナーシップを担保していきたいと考えています。後段については、補足資料に明記していますが、協力企業がSPCに出資することは制限されていません。また、同一企業が複数の業務を分担することも禁じておりません。
35	協力企業	7頁	第2	1	(2)	ア		協力企業の類型としては、入札の趣旨と整備スケジュールの制約から本入札時に特定される特定協力企業(設計及び建設)と、同じく本入札時に応募者が任意に特定する任意協力企業(運営、維持管理等)があり、これらとは別に、開業前後で別途SPCから選定される運営業者や維持管理業者がある、という理解でよろしいでしょうか。	特定、任意の区別の意味は都側の立場にたったものであり、その意味で2種類の類型であることをご理解下さい。
36	応募者について	7頁	第2	1	(2)	イ		医療サービス業務をSPCから受託する協力企業がSPCに出資することは可能であるという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
37		7頁	第2	1	(2)	ウ		関係会社の関係にある協力企業のいずれもが異なる中核企業が主導して設立する特別目的会社に出資をおこなわないか、ひとつの特別目的会社にのみ出資をおこなうのであれば複数の応募者に参加できると考えてよいでしょうか	質問の想定が、関係会社の関係にある協力企業の双方がそれぞれ異なるSPCに出資しているといった状態でない、という趣旨であればご理解のとおりです。
38	協力企業の要件	7頁	第2	1	(2)			SPCから建設工事を受注することを予定している建設会社は、特定協力企業(建設請負者)として本事業に参画するという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
39	協力企業・SPS企業が出資をする場合の制限について	7頁	第2	1	(2)	(3)		協力会社・SPS企業が、出資をし、当事業に応募したが、選定されなかった場合、選定された事業者からの依頼で業務を受託することは可能でしょうか。	事業者決定後、事業契約締結までは不可です。事業契約締結後の取扱い等については、募集要項公表時に公表予定です。

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答
40	協力企業・SPS企業	7頁	第2	1	(2) (3)		協力企業・SPS企業がどこにも出資をしない場合は、複数の応募者に参加することが可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41		7頁	第2	1	(3)	ウ	関係会社の関係にあるSPS企業はSPCへの特別目的会社へ出資をおこなわないか、ひとつの特別目的会社のみ出資をおこなうのであれば複数の応募者に参加できると考えてよいでしょうか	質問の想定が、関係会社の関係にあるSPS企業の双方がそれぞれ異なるSPCに出資しているといった状態でない、という趣旨であればご理解のとおりです。
42	応募者の定義	7頁	第2	1			3行目に「したがって」とありますが、前後の文脈から「ただし」、もしくは「しかし」といったつながりになると理解してよろしいでしょうか。	都において「応募者」＝「基本協定の締結相手方」という定義が一定程度定着していることから、「したがって」の前後の文章を、説明として付加したものです。
43	応募者の定義	7頁	第2	1			協力企業は応募者として「構成される」とお示しになっていますが、以下(2)ア(ア)にある特定協力企業及び(イ)にある任意協力企業以外に、個別業務受託企業の企業名の特定は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	参加資格基準の考え方	7頁	第2				本資料における“民間企業”には、民法に基づく公益法人あるいは独立行政法人等も含まれると理解して宜しいでしょうか。定義をご教示ください。	自然人(個人)でない者を想定していましたので、「法人」と明確化いたします。
45	「発注者が満足する方法」について	8頁	第2	3			「中核企業は、サービスプロバイダーとして提供することが求められる機能を提供する能力があることを発注者が満足する方法で示さなければならない。」についてご質問致します。 「発注者が満足する」ための具体的な方法・手順は募集要項公表時まで提示して頂けるのでしょうか。	入札説明書にて資格審査の方法について記述いたします。
46		8頁	第2	3			第2 3 サービスプロバイダーとして提供することが求められる機能を提供する能力があることを発注者が満足する方法で示すには具体的にどのような表現を行えばよいのでしょうか。特に、提供する能力、満足とは具体的にどのようなことでしょうか。具体的には人の問題でしょうか、しくみの問題でしょうか、中核企業・協力企業の実績等でしょうか？	現時点の考え方は第3の2の(2)に記述しています。
47	設計請負者の資格	8頁	第2	4	(1)	ウ	過去10年以内に一般病床500床以上の病院設計実績を有するとありますが、これは一度に行う新、増築工事などに直接かわる部分が一般病床500床以上の設計実績が必要なのか、一般病床数500床以上を有する病院だが実際の設計部分は500床未満(たとえば外来診療棟+病棟200床の増築設計の場合等)でもよいのか、お教え願います。	ご質問における前半のご理解のとおりです。
48	SPS企業の資格	8頁	第2				中核企業と協力企業は求められる資格が有りますが、SPS企業の資格は記述がありません。SPS企業については各種資格の有無は問わないということでしょうか。	第2の3は資格という表現ですがその内容は「能力の証明」を求めているものであり、SPS企業による機能補完を予定する場合、サービスプロバイダーとしての能力の証明の一環としてSPS企業の能力の証明がされる、という考え方に立っています。
49	特定協力企業の	9頁	第2	5	(4)		特定協力企業が参加資格を喪失した場合、必ず代替企業を追加しなければいけないのでしょうか。 例えば、担当業務を2社あるいは3社で分担することとしていた場合、脱退した企業の担当部分を、新たに代替企業を追加せずに、残存する1社ないし2社が引継いで遂行することは可能でしょうか。	原則追加しなければならないものをご理解ください。ただし、質問例示のようなケースに対する詳細化を検討していきます。

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答
50	参加資格の喪失	9頁	第2	5	(4)		特定協力企業(設計請負者又は建設請負者)が、応募提案書類の提出後、落札者決定までの間に、指名停止等により参加資格を失った場合は、当該民間企業が所属する応募者は参加資格を失うことになってしまうのでしょうか？	ご理解のとおりです。参考までに応募提案書類の提出後、落札者決定までの期間は、現時点では2～3ヶ月と想定しています。
51	特定協力企業の代替企業	9頁	第2	5	(4)		特定協力企業が参加資格を喪失した場合には、有資格の代替企業に替えることとされていますが、この要件が、応募提案書類提出から落札者決定までの期間についてのみ除かれている理由をご教示下さい。	応募提案書類における建設関係の提案は特定協力企業の力量が反映されていることから、能力で選定することを主眼とする本事業者選定においては、できれば応募提案書類提出後の特定協力企業の資格喪失は応募者(事業者)失格としたいところです。しかし、開設までの期間が限られていることから、事業者選定後については、都が当初の特定協力企業と同等と認める場合には代替できることとしたところです。
52	中核企業に求める資格について	8頁	第2 第3				中核企業は、サービスプロバイダーとして提供することが求められる機能を提供できる能力があることを発注者が満足する方法で示さなければならない。としておりますが、発注者が満足する方法は、要求水準書で示されると考えて宜しいでしょうか。	資格審査の方法は入札説明書にてお示しします。現時点の考え方は第3の2の(2)に記載しています。
53	審査の流れ	10～11頁	第3	1	(1)		第一段階(参加資格確認)で中核企業及びSPS企業を特定する必要があるが、協力企業については第二段階(総合評価一般競争入札)までに特定すれば良いという理解で宜しいでしょうか？ また中核企業及びSPS企業については、参加資格確認後は追加、変更は認められないのでしょうか？	今回の事業者選定の主眼は「都が求めている機能の提供を行える」という「能力の証明」です。その一手段として「企業名の特定」が有用なものであることは否定しませんが、あくまでも「能力の証明」をサポートする一手段でしかありません。この考え方に立って、「企業名の特定」についてお考え頂いて結構です。最終的な手続の詳細は公募時にお示しします。後段については、出資している場合は認めません。出資していない場合は認めます。
54	見積内訳	10頁	第3	1	(2)	イ	提案差が出ては困る部分とは、公募までに提示されるのでしょうか	ご理解のとおりです。
55	経営担当者(予定)	11頁	第3	2	(2)	ア (ア) c	「経営担当者(予定)のマネジメントに係る実績」と記載されていますが、「経営担当者」とは、5頁第1 5(2) アのCEOのことと解釈してよいでしょうか。また「(予定)」とありますが、どういう意味でしょうか。	経営担当者とCEOが同義という解釈についてはご理解のとおりです。前後もすべて予定という意味では同じですので、この「(予定)」という表記は削除いたします。
56	SPS企業	11頁	第3	2	(2)	ア (ア) c	「SPS企業名」とありますが、SPS企業については、企業名のみで評価することでしょうか。それとも、SPS企業の者が、経営担当チームに所属する予定であれば、その者を面接で評価するため、あえて、企業名と限定されているのでしょうか。	後段のご理解のとおりです。
57	経営担当チーム	11頁	第3	2	(2)	ア (ア)	経営担当者チームには、中核企業のみならずSPS企業・協力企業からの出向者も含むと考えてよろしいでしょうか。また、経営担当者チーム全員が面接審査を受けることになるのでしょうか。	経営担当チームのメンバーは、必ずしも応募者を構成する民間企業に所属していることを要していません。広く最適な人材をスカウトしていただけることこそ理想的であると考えています(当然事業者として選定されるまでは、それらの方々の雇用あるいは委託契約関係については予定ということで結構です)。面接等具体的な評価方法については、募集要項公表時に公表する予定です。
58	評価における具体的な実施方法について	11頁	第3	3	(3)	イ	提案と審査の負担を少なくする為に、建築設計の応募案は平面プランが確認できるほどの図面(1/1000)程度とあります。この主旨からいうと、応募案の体裁については今後さらに詳細な要項が示されると考えてよろしいでしょうか。	図面の縮尺については1/600に変更します。ご質問については入札説明書の添付資料として提案書類作成要領を提示します。

No	質問事項(タイトル)	対応頁	該当箇所				質問	回答	
59	見積内訳	12頁	第3	3	(4)	イ		見積内訳において、15年間のエネルギーコストを提示する必要があるものと考えておりますが、エネルギーコストを算出するためのベースライン等(価格フォーミュラ)の条件はご提示頂けるものと考えておいてよろしいのでしょうか。	光熱水費についてのライフサイクルの参照価格を提示するとともに、エネルギーリスク分担についての考え方(価格式案を含む)を契約書案にて示すことを検討しています。
60	支払いメカニズムについて	13頁	第3	[評価の考え方]				支払いメカニズムとは、15年にわたってのSPCが「都より支払って欲しい方法」及び「業務を委託する各協力会社に対する評価と支払方法」を提示するとの解釈で宜しいでしょうか。	13頁の参考の上段の図表のうち入札公告の下に列挙されている資料名は「都から応募者に提示する資料」の意味です。従って支払メカニズムについては、都から契約書案としてお示しします。
61	評価点について	13頁	第3	[評価の考え方]				評価の考え方の表(1)で、応募提案のうち基本計画図は要求水準を満たしていれば基礎点を与える、というように読み取れますが、要求水準未達でなければ平面計画の良否は評価せず基礎点のみが与えられるということでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計提案の内容はあくまでも例示であることにご注意ください。
62	評価点について	13頁	第3	[評価の考え方]				表中(2)提案項目の欄で質の加点の表現がよく分かりません。設計提案(短縮/省エネ)とは、【工事期間を短縮できる設計上の提案】は加点すると解釈してよろしいでしょうか？また【省エネに関する設計上の提案及びBPRに関する提案】の質がよければ加点すると解釈してよろしいでしょうか。	「質の加点」とは、この部分で応募者間の差を見ようということです。なお、61にも記載しましたが、本補足資料に記載してある設計提案の内容はあくまでも例示であることにご注意ください。
63								SPCは「大会社」又は「みなし大会社」に該当することが求められていますが、その場合、会社立ち上げ当初から1億円以上の資本金が必要になり、SPCのスタッフ数等から勘案する会社規模に比して過大な負担になるものと考えます。中核企業に別途財務支援業務を求めていることも鑑み、上記要件を緩和していただきますようお願いいたします。	5頁の5(3)の記載のとおり「本事業の運営開始予定日の属する会計年度の直前の会計年度末」までに1億円以上の資本金規模とすることを求めていますので、会社立ち上げ当初から当該資本金規模を求めています。
64								中核企業の財務支援義務(開設後一定期間までにSPCが事業年度決算においてキャッシュフローの赤字を計上した場合、中核企業に当該キャッシュフローの不足を補填することを求める。)は、民間事業者にとって過大なりリスク負担であり、中核企業となりうる企業が著しく限定されることとなります。財務支援義務の内容を一定限度額までの補填に変更するか、SPCへのスポンサーサポートの内容については民間事業者からの提案として頂けないでしょうか？	本事業はサービス購入型であり、支払う委託費の範囲内でサービスを提供するという仕組みであり、信頼できる事業者であれば容易にキャッシュフローの赤字を生むことはなく、都としては、このことをもって中核企業となりうる企業が著しく限定されるとは考えておりません。なお、一定限度額を設けることについては、財務支援を求める期間を限定する形で一定お示ししています。